



税務情報

国税庁 — 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQを公表

国税庁は6月28日、定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いを定める通達を改正する「[法人税基本通達等の一部改正について\(法令解釈通達\)](#)」を発遣しました。(改正の背景や改正通達の概要については、KPMG Japan Tax Newsletter「[国税庁 — 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いを定める通達を改正する通達を発遣](#)」(2019年7月1日発行)にてお知らせしています。)

これに伴い、7月8日、国税庁は改正後の通達に関して寄せられた主な質問に対する回答を取りまとめたFAQ(全20問)を公表しました。

■ [定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ](#)

改正後の通達の取扱いは、2019年7月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険(解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除きます。)の保険料、2019年10月8日以後の契約に係る解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険の保険料について適用することとされています。

このFAQでは、たとえば、改正通達の適用日前の契約に係る定期保険等について、改正通達の適用日以後に契約内容の変更等の以下の事由が生じた場合における改正通達の適用関係が明らかにされています([FAQ13](#)、[14](#))。

< [契約内容の変更があった場合](#) >

改正前の取扱いが適用される。

< [契約の転換又は払済保険に変更した場合](#) >

契約の転換は、既契約の保険契約を新たな契約に切り替えるものであるため、転換後の契約については、改正後の取扱いが適用される。払済保険に変更した場合も同様に取り扱われる。

< [契約の更新があった場合](#) >

契約の更新も、既契約の保険契約を新たな契約に切り替えるものであるため、更新後の契約については、改正後の取扱いが適用される。ただし、自動更新を前提に保険に加入した契約者の予測可能性の確保等の観点から、保障内容に変更のない自動更新については新たな契約とは取り扱わずに、改正前の取扱いによって差し支え

ない。

<保険給付のある特約を付加した場合>

特約に係る保険料については、改正後の取扱いが適用される。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.